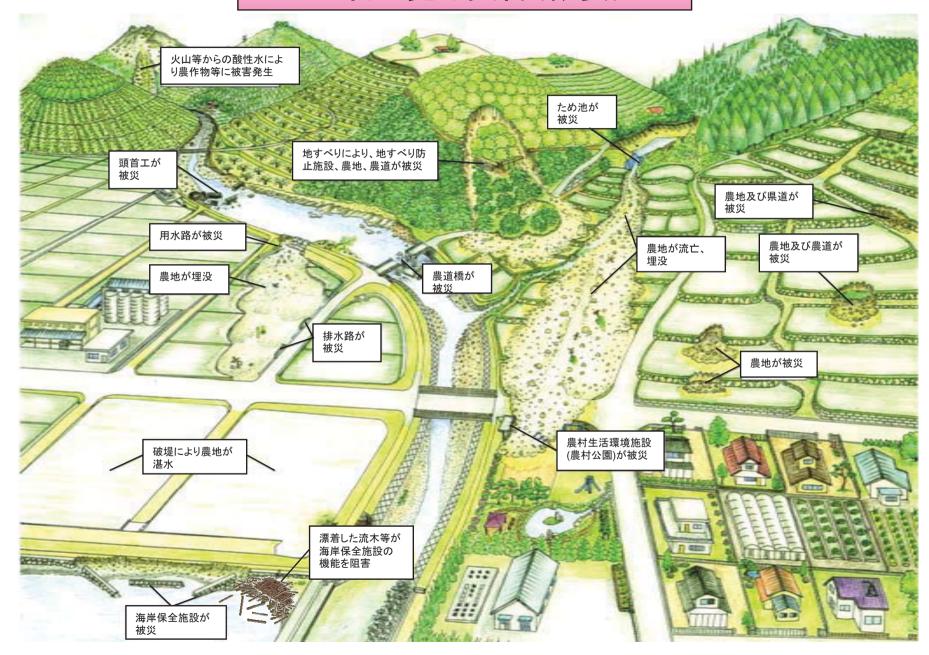
農地・農業用施設の

災害復旧事業とは?

- 1. 目で見る災害復旧(概要)
- 2. 主な災害復旧事業制度
- 3. 農地・農業用施設災害復旧制度の沿革
- 4. 災害復旧事業の流れ
- 5. 査定前着工制度
- 6. 災害復旧事業の対象となる災害
- 7. 災害復旧の対象:農地、農業用施設
- 8. 災害復旧事業の要件
- 9. 災害復旧事業の補助率

1. 目で見る災害(概要)



2. 主な災害復旧事業制度

区分	事 業 名	事 業 内 容	補助根拠
復旧事業	農地災害復旧事業	被災した農地の復旧	暫定法※1
	農業用施設災害復 旧事業	被災した水路、ため池、農 道等の農業用施設の復旧	暫定法※1
	直轄災害復旧事業	国で造成した農業用施設が 被災した場合の復旧 (完了地 区を含む)	土地改良 法
関連事業	農地災害関連区画 整備事業	農地復旧と併せて実施する 周辺農地の区画整理	予算補助
	農業用施設災害関 連事業	農業用施設復旧と併せて実 施する改良工事	予算補助
	災害関連農村生活 環境施設復旧事業	農地等復旧と関連して実施 する生活環境施設の復旧	予算補助

^{※1} 暫定法とは、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の略称である。

(参考)その他の補助災害復旧事業制度

区分	事業名	補助根拠
復旧事業	海岸保全施設災害復旧事業	負担法※2
	地すべり防止施設災害復旧事業	負担法※2
	湛水防除事業	激甚法※3
	除塩事業(発生の都度要綱を作成し対応)	予算補助
	干害応急対策事業(発生の都度要綱を作成し対応)	予算補助
関連事業	ため池災害関連特別対策事業	予算補助
	特殊地下壕対策事業	予算補助
	海岸保全施設災害関連事業	海岸法
	地すべり防止施設災害関連事業	地すべり等防止法
	災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり等防止法
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	予算補助

- ※2 負担法とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の略称である。
- ※3 激甚法とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略称である。

3. 農地・農業用施設災害復旧制度の沿革

- 〇 農地・農業用施設に対する災害復旧事業の補助は、関東大震災を契機として、大正12年に耕地整理法等の助成制度の準用により 始まり、その後、室戸台風を契機として、昭和9年に災害復旧補助制度が確立された。
- 〇 戦後、農地復旧は公共性が低いとのシャウプ勧告により、補助制度が打ち切られたが、これに対し、被災農家の反対運動が全国的に拡大した結果、昭和25年に暫定法が制定され、補助制度が復活した。
- 昭和37年には、激甚災害の円滑な復旧のため、激甚法が制定され、災害復旧法体系の骨格が整備された。

年 代	農地・農業用施設に対する補助 制度等	契機となった災害	関連法律
大正12年	耕地整理法等の助成制度の準 用	関東大震災	
昭和 9年	災害復旧補助制度(予算補助) の確立(補助要綱)	室戸台風	
昭和24年	シャウプ勧告により農地復旧等 への補助制度の打ち切り 農家の反対運動		土地改良法の制定
昭和25年	暫定法の制定 (法律に基づく災害復旧事業の 確立)		
昭和26年			負担法の制定
昭和31年 昭和33年			海岸法の制定 地すべり等防止法の制定
昭和36年		伊勢湾台風・ チリ地震津波	災害対策基本法の制定
昭和37年	激甚法の制定 災害復旧法体系の骨格が整備		

国庫補助制度の目的等

暫定法 第1条

この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業 用施設及び共同利用施設の災害復旧事業に要す る費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業 の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与す ることを目的とする。

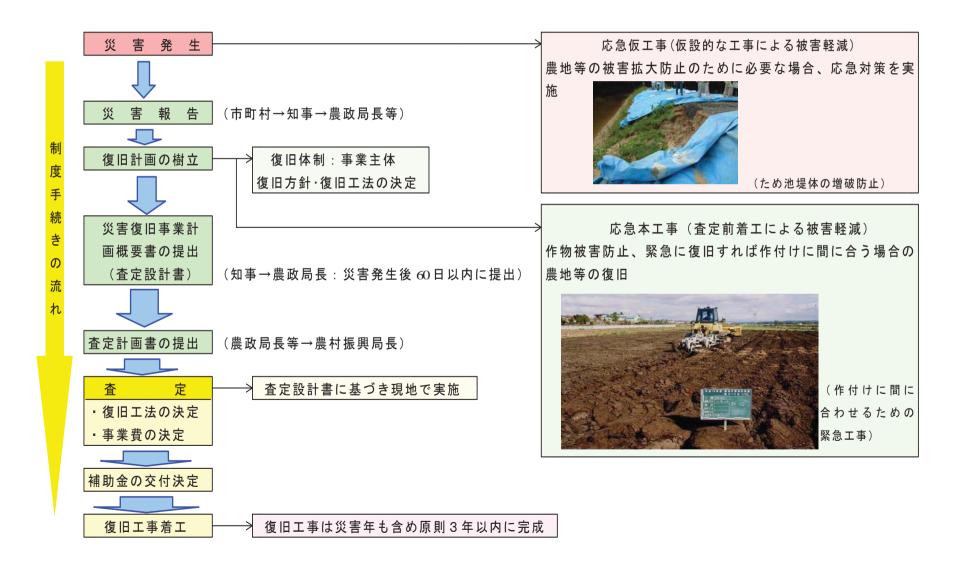
負担法 第1条

この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。

激甚法 第2条

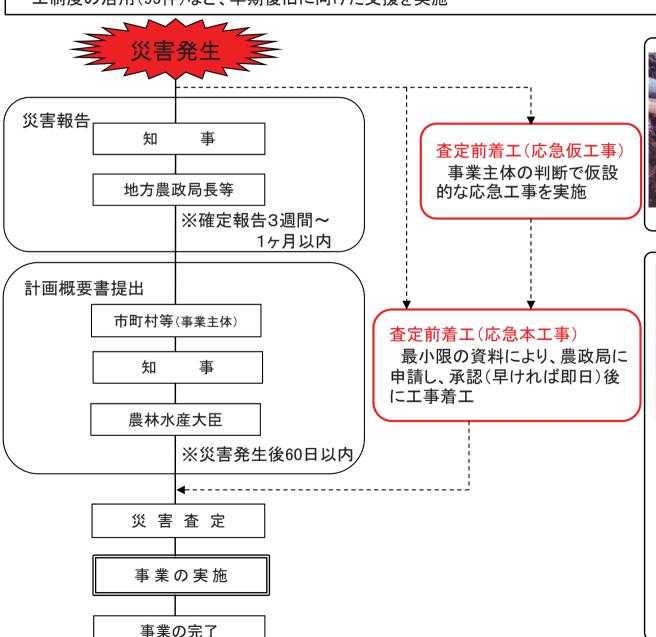
国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

4. 災害復旧事業の流れ



5. 査定前着工制度

- 農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能
- 〇 平成27年台風18号については、これまでに国の技術職員の現地派遣(延べ236人)、査定前着工制度の周知(84市町村・89土地改良区)、査定前着 工制度の活用(95件)など、早期復旧に向けた支援を実施



応急仮工事の事例



仮設水路を設置し、用水を確保

仮設ポンプを設置し、用水を確保

応急本工事の事例





通行を確保するため農道路面上の 崩落土砂を早急に撤去

作付けに間に合わせるために 農地を早急に復旧





浸水した揚水機場の制御盤を交換することによりポンプ機能を回復

6. 災害復旧事業の対象となる災害

暫定法及び負担法による災害復旧事業の対象となる災害は、「異常な天然現象」により生じた災害です。

(異常な天然現象の例)



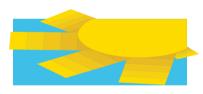
降雨:24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上



洪水:警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上



暴風:最大風速(10分間平均)15m/s以上



干害:連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上



火山噴火の降灰:粒径 1mm以下にあっては 2cm以上、 粒径0.25mm以下にあっては 5cm以上



高潮·津波:異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大 (消波ブロック1/2以上)

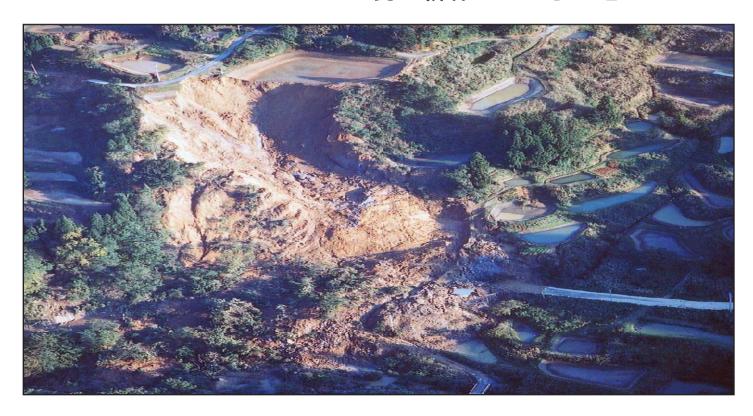
その他

融雪・地すべり・地震・落雷・凍上他 自然災害に起因する事象

7. 災害復旧の対象:農地、農業用施設

(1) 農地

田(水田、わさび田)、畑 : 耕作の用に供されている土地 現に耕作している土地



(2) 農業用施設

ため池、頭首工、水路、農道、揚水機、堤防、橋梁、農地保全施設



8. 災害復旧事業の要件

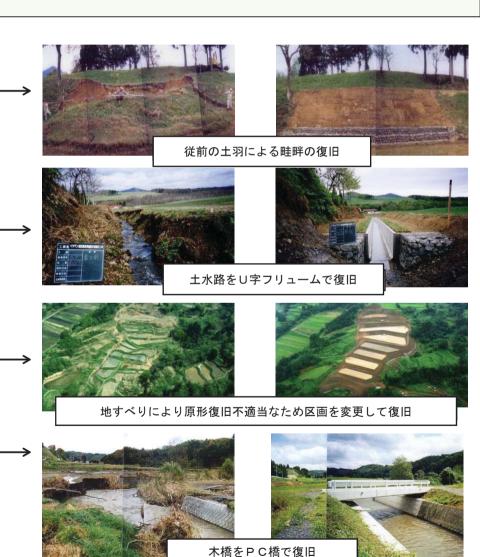
〇異常な天然現象によって被害を蒙った農地・農業用施設のうち、1箇所の復旧工事費が40万円以上のものが対象。

対象となる条件

- ①1箇所の工事費が40万円以上のもの
- ② 1 箇所の工事費とは、同じ施設が被災した場合で、その 被災筒所が 1 5 0 m以内の間隔で連続しているもの
- ③原形復旧(効用や機能を回復)する工事
 - 原形復旧の場合の例・
 - ・原形復旧によらない場合の例 __(効用や機能を回復する工事)

対象とならないもの

- ① 1 箇所の工事費が 4 0 万円未満
- ②過年災害によるもの
- ③経済効果が小さいもの
- ④対象外施設及び他の事業と重複するもの
- ⑤設計不備、施工粗漏維持管理不良に起因するもの
- ⑥他事業で施工中のもの等



9. 災害復旧事業の補助率

- ○暫定法の基本補助率は、農地50%、農業用施設65%
- ○農家負担軽減の観点から農家の1戸当たりの復旧事業費に応じて、高率補助を適用(市町村毎に補助率を決定)
- ○激甚災害に指定された場合は、暫定法の補助残の部分について補助の嵩上げが適用

